



(號十九百二第)

- |              |          |
|--------------|----------|
| 釋尊中心の佛教      | 記者       |
| 聖德太子の憲法      | 大僧正 本多日生 |
| 日蓮聖人教義綱要     |          |
| 國體とデモクラシー    | 大僧正 井村日成 |
| 機微譚語         | 佐藤鐵太郎    |
| デモクラシーと佛教と國體 | 山根青村     |
| 和歌課題「夜路」發表   | 子爵 清岡長言選 |
| 統一俳句發表       | 其他       |
| 國民思想涵養講習會    |          |

大正三十年二月二十四日第三種郵便物認可  
大正八年四月十五日發行(毎月一回十五日發行)

(號九十八百二第)

一

「統

(卷月三年三十二第)

天賜覽

大僧正

## 本多日生師撰述

文學博士 井上哲次郎先生叙  
海軍中將 佐藤鐵太耶閣下序  
文學博士 姉崎正治先生論文

全十八部

菊版洋裝上製  
三方金縫函入  
改正定價各冊  
每冊四百頁以上  
送料各十二錢

金貳圓四拾錢  
改正定價各冊  
送料各十二錢

# 大藏經要義

東京本町博文館

## 日蓮主義綱要

本多大僧正著  
正價壹圓六拾錢

## 日蓮聖人正傳

本多大僧正著  
正價壹圓五拾錢  
送料八錢

## 高山樗牛と日蓮上人

正價壹圓六拾錢  
送料八錢

## 淫祠と邪神

和田文學士著  
正價壹圓五拾錢  
送料八錢

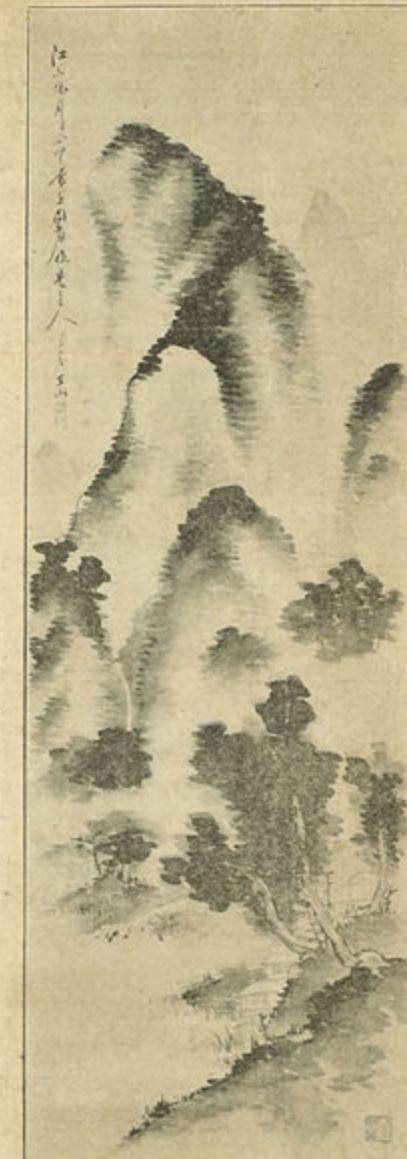
本書は大藏經中重要な經典約壹千餘卷を撰出して  
其の組織と綱要とを簡明平易に講述し、且要文を訓  
譯して詳解を附し、醇乎たる宗教的の妙旨、周到な  
道徳的の教義、深遠なる哲學的の真理、微妙なる  
人生訓を闡明し來つて一般人をして浩瀚なる一切經  
の要義を公正に會得せしめんとする空前の大著也。  
大藏經は佛教各宗の源流にて復是東洋文明の最高權  
威たるは論なき所、今や新文明の創建に進むに當り  
歴史的思想の傳統を諦観するの必要に迫れるの時こ  
の大著に接す。心ある國人は舉つて本書の出現を歓  
迎すべきなり。(大正六年)

既刊目次 昨年七、八月本誌廣告に掲ぐ

尺五絹本淡彩山水

(吉田鼓堂氏藏)

王山筆



尺五絹本淡彩山水

(山根僧正藏)

王山筆



## 釋尊中心の佛教

(四月七日統一閣に於ける釋尊降誕會衆に對する講話要旨 松尾生)

佛教徒が釋迦牟尼如來を中心として信仰至誠を捧ぐべき所以は大要六個の理由を有て居る。(一)には此の國土有縁の佛なるが故に、(二)には久遠實成の佛、即ち無始無終の本佛なるが故に、(三)には三界の所有者、即ち最尊主なるが故に、(四)には全世界の人衆の救濟主、即ち無量無邊の智恵力、乃至法藏の本師なるが故に、(五)には一切人衆の父母にして慈悲甚深なるが故に、(六)には總ての力用活動を有して功德の最善を盡し給ふ故である。この以外にも考へれば未だ讚歎すべきものは有るであらうが、大體以上でも釋尊の中尊本佛として信仰すべき質實は充分である。此に於て他土の阿彌陀、藥師、大日等の諸佛の信賴するに及ばざる所以、十劫、百劫、千劫の始成小覺者の信賴するに足らざる所以、各士割據の權迹佛、即ち水影的な、釋尊から見れば所從の微力なる分身佛の信賴するに足らざる所以、救濟力の有限にして信賴するに足らざる所以、從つて慈悲力用の限度にして信賴するに足らざる所以が明瞭になるのである。

釋迦佛は全世界に親たる佛である、全世界の我等は釋尊の愛子たる事が解つたなら、何を苦んで慈父悲母を離れ無縁の他佛に迷ふて一乘の外に彷徨せんとするのである耶。

佛教徒たるものたゞ合掌南無釋迦牟尼佛と讚仰する外はないではない乎。

# 聖德太子の憲法

本多日生

(二) 此に偉大なる外國に對抗すべき文明あり

本文は二月二十日漫野造船所に於ける師の講話の概要なり、未だ校閲を經ざるものにして且つ職工を對向として演出せられたるものなり。

## (一) 太子の憲法は我邦

### 文明の源泉

憲法とは何ぞや、曰く萬世に亘り容易に變更すべからざる重要な法則を云ふ。而して現行帝國憲法は今を去る約三十年前即ち明治二十二年紀元節を以て發布せられたるものにして、世界に冠絶せる不磨の大典なり。然れども今茲に説かんとするは約一千三百年以前推古天皇の朝に於て聖德太子の制定せられたる憲法なり。現行憲法は主として國家の法的關係を規定し、道徳との交渉殆んど絶無なるに反し、聖德太子の憲法は重に國民一般に必要な道徳的法則を明示するを其目的とす。政治と道徳とは文明の基礎なるを以て、其方に偏せんか國家の隆盛は期す。

務とをのみ標準として萬事を解決せんか親子兄弟又は朋友間に於て單に権利と義務とをのみ標準として萬事を解決せんか人生は非常に冷淡苛酷に陥り到底温情理が此點に着眼して道徳的憲法を制定せらるたるは實に達見なりと云ふべし。聖德太子の憲法は我邦一千三百年の文明の源泉なり。抑我邦古來の文明は西洋各國に比して遜色あるものにあらず、而しれられたるは實に達見なりと云ふべし。聖德太子の憲法は我邦一千三百年の文明を誇るの勇氣なかべからず、從て我邦文明を外國に對して誇るには聖德太子の憲法を以てするに若くはなし、蓋此憲法は我邦古來の文明を代表するものなればなり。

凡そ権利義務のみを以て萬事を律せんとするは、小量偏狭の結果なり。今次の平和會議に於て我邦の主張せんとするは人種的差別待遇撤廢なりとす。從來米國に於ては日本人に對して自國人と同一待遇を與へず、然れども同一文明を有する人種に對して同一待遇を與へざるべからずも、他に種々複雑なる關係を有するを以て相當の時期に於て之を實行する事に與へなり。斯くの如き大問題に向て力爭奮闘するは大丈夫の快事ならずや、彼等は講和會議に於て己に此意見を發表したるも、他に種々複雑なる關係を有するを以て相當の時期に於て之を實行する事に與へなり。斯くの如き大問題に向て力爭奮闘するは大丈夫の快事ならずや、彼等の資本家と労働者と蝸牛角上の争いとをして外國の輕侮を恥ぢざるは畢竟事に怒るは眞の文明人なり。而して一國の資本家と労働者と蝸牛角上の争いとをして外國の侮を受くるは、畢竟國情野蠻にして外國に對抗すべき文明を有せざるによる。故に日本人たるものは一千三百

年の久しきに亘り我邦の文明を支配せる聖德太子の憲法の概要に通じ、以て我邦文明の偉大なるを世界に向て誇らざるべからず。

## (三) 憲法の要點

次に聖德太子の憲法の要點を説述すべし。

一、相輔睦すること

人生は平和を正道とし爭鬭を權道とす。

故に長、短を呑み強、弱を食ひは野蠻の極致にして長短相補ひ強、弱相輔くるを文體の精體とす、故に人は相輔睦和親せざるべからず。

二、上司に聽從すること

社會の安寧を保維するには秩序なるべからず、人にして秩序を守らざらんか虎狼の世となるべし。故に人は上司の命に聽從せざるべからず而して我國に於ける秩序の源は皇室にして詔勅は正義の發露なれば精神的服從の誠意を表明せざるべからず。

三、禮義を守ること

古語に曰く禮は體なりと、蓋禮は人情

の和く所以にして、文明は其源を禮に發す、故に人は寒暑を述べ贈答を守らざるべからず。

四、公平无私なること

裁判仲裁、其他正邪善惡を斷するに當ては、天眞爛漫、虛心坦懐なるべし、苟も親類の故を以て其斷を二三にする勿れ

五、人の善を賞せよ

世に人を譏るを以て能事となすものあり、今や人情輕薄、學生其師に諱名を附り、今日ある所以なり、殊に明治天皇の御代に至りては國民の忠君愛國的精神は一層發達して大軍人大學者の輩出古今に絶せり。蓋明治天皇の乾德茲に至らしめたる者なり。故に日本人は明治天皇の高恩を感じ以て皇室を尊敬せざるべからず。

## 開日鈔詳解上巻

本多日生師選述

菊版二七四頁定價貳圓送費八錢  
統一編輯所にて取次

日蓮聖人教義綱要 (第二十回)

(第二十回)

井村日咸

第七章 發心

我等は本佛釋迦の一家族として、本佛世尊を父とし、師とし、主として、此世に生れ來たものであつて、非常な光榮を有する身の上である。本佛慈愛の御手に抱擁せられて、其庇護の下に撫育せられつゝある幸福なものであることは前章に申上げた通りであるが、初て我々自身が斯る光榮ある身の上であることを自覺し居るかと言ふと、それは甚だ覺束ない次第である。我々は我本身の何物たるかを忘れ、我父を忘れ師を忘れ、主を忘れて、自身の光榮を捨てて、愛撫の御手を離れて、單獨孤露の心細き生活を爲しつゝあるのが、現在の實生活である、斯る浅見しき生活陷入つたのは何故であるか、無始已來の無明の酒に酔ふて、其本心を失へるに依るが故である、壽量品に失本心のものと言ひ狂子と御説に爲つたのは此謂である、本心を失ひ心狂へるが故に三界の厭ふべき中に墮在して、自ら出ること能はず、苦惱の中に沈淪して悶へ

つゝあるのであるが、而も其苦惱をも厭はず、  
怖れず、彌盛んに惡業の因縁を造作して、冥  
より冥に入つて、遂に出づる期なきが、現在の  
我々の状態である。佛法華經譬喻品に、我等衆  
生不覺の狀態を説いて  
生其中に没在して、歡喜し遊戲し、覺めず、  
知らず、驚かず、怖れず、亦厭を生ぜず、解  
脱を求めて、此三界の火宅に於いて東西に馳  
走して、大苦に遭ふと雖ども、これを以て患  
と爲す  
と仰せられたが、實に佛陀の仰の通り、人間萬  
物の靈長と自惚れては居るが、一向自身のこと  
に不明であるのは情無き次第と言はねばならぬ  
事と思ひます、此自身の本來と現實の生活との  
間に矛盾して居ることに気が付いた處に、これ  
ではならぬ、この儘つまらぬ生活を續けて居つ  
たのでは、いつまでたつても浮ぶ瀬が無い、何  
とか浮き上がる様工夫をせねば爲らぬと云ふ事  
に氣が付いて来ねばならぬのである、茲に氣を  
付けさせ様と御骨折下ださるのが、佛陀の慈悲  
である、此慈悲が本と爲つて現身說法と爲り、  
今日我等の爲めに佛陀の教化と爲つて我等に覺

醒を促がされつゝあるのである、それ故に我等は一面に自身の本體が如何様のものであるかと云ふことを覺知すると同時に、現在の實生活が自己的本體とは大なる距離のあることを自覺せねばならぬ、此自覺が起らねば、信仰の道に進むことは出來ぬのである、此自覺が起つて、向うの途に進むことを發願したのを發心と云ふのである、故に先づ我等は現在の生活状態の如何なるものであるかを知らねばならぬ、佛は法華經菩薩品に火宅の譬を説いて如何に我等居住の世界の厭ふべき怖るべきものなるかを知らしめ給ふてあるから、これから其大體をお斂致して見やうと思ふ、

茲に第一の大宅あり、其宅は久しう故く、非常に破損して居る、柱も朽ち、梁や棟も傾き斜み、櫻は剥げ落ち、屋根も椽柱も脱け墜ちて、其宅の中は深山の雜穢が充満して居る

一大宅とは我等の居住せる世界を譬へたのである、此世界は始無きものであるから、此を久しう故く故るくと云ふたのである、此世界は無常の世界で常に變化して、一時も安住せること無き、非常に破損して居ると云ふたのである、何時崩潰するか分らぬ、危險の狀態にあるのが此世界の有様である、而も此世界の中には種々なる事柄が日々夜々に生起して、アチラにもゴタ／＼コチラにもゴタ／＼と云ふ様な次第であるから難点多の人人が止住して居る」

ある、我等衆生が此世界に生活して居るに譬へたので  
其宅の周囲には色々の禽獸や怪物が住んで  
居る、鳶臭、鷺、鷦鷯、鷹、蛇、蝮、狼、犬、大小便所  
蜘蛛、杯も居る、守宮、馳、狸、狐、猿、大小便所  
の臭き處には蟲が澤山に集つて居る、狐や狼、犬、大小便所  
杯は互に咀嚼ひ、闘鬭して喧吠つて居る、此  
家の恐怖るべき有様は實に斯の如きである、  
此は我等社會の人々が慢心を懷きお互に人々を  
見下して居る有様を鷲や鷺が高く飛んで下を見  
下して居るに譬へ、人々が不平を起して彼と  
理屈を言ふて腹を立つる有様を蛇や蝮が毒を含  
んで人を害するに譬へ、墨痴にして暗昧なるを  
守宮や駄に譬へ、痴心より顛倒の見を生じ樂着  
を生ずるを臭き處に蟲の集まるに譬へたので  
ある、狐や狼の咀嚼は我等人間の互に貪欲を  
生じて飽くことなき有様を言ひ、闘鬭喧吠は  
疑心を生じて互に争ふて決せざるの狀態である  
丁度外交關係の如きは正しく此である、斯様  
な恐るべき厭ふべき状態は我等社會の實狀であ  
る、以上の皆は實生活の上に起る諸の煩惱に警  
へられたのであるが、更に思想上に種々の間違  
が起る、處々で憶詰問題あり、或ものは、人肉毒蟲を

ものは身體長大裸形黒瘦にして大聲を發して食を求むるものあり、或ものは其咽頭の如く細き聲を出して叫ぶもあり、斯様な怪物が此宅の周圍を取巻いて居る、此は人の思想の上に起る妄想を言ふたのである。第一が邪見である、因果を非認して何でも仕放つて居る者と云ふ様な考へを人肉毒蟲を食ふに譬へた次は非因計因非道計道と云ふて間違ふた事をして得意がつて居る連中の事である、少しの苦事を爲したと云ふて直に太善人を氣取り、一錢のお賽錢で大信者になつた様に考へるのは一尺二寸の邊を遊行して居る怪物である、又人は我自身に實在の思を爲して我身を守る爲めに罪悪を犯すものあり或ものは我身は滅滅すべきものとして善根を修せず此等は共に邊見と云ふ間違ふた考である、斯様な間違ふた思想が、我等の心の中に常に起りつゝあるのである此間違ふた考が常に我等の心を搔き亂しつゝある有様は丁度幾多の怪物がアチラコチラにウロ／＼しつゝある有様であるが如きであるから、此を怪物に譲るたゞへられたのである、我等の住める世界は斯様な怖るべき世界である、處が是の朽ち故りたる宅は一人に屬せりと云ふて、此怖るべき宅の持主は一人の長者である、で長者とはお釋迦様である此長者の澤山の子が其宅の中に仕んで居るのである、或時其主人の長者が留守中に一大事が起つたのである、後に忽然として火事が始まつた、四面一時に

塔俱に燐なり 槟榔 桂 燐震裂し 折落  
落し牆壁崩れ倒る  
我等が世界は還滅無常の風に燐られて暫くも安  
穩なることは無いのであるが、迷見より常住  
なりと考へいづまでも、三笠の山と思ふて居る  
けれども、種々の苦惱身に通つて免るゝこと能  
はざるの状態を火起と云ふたのである、四面と  
は心受身法の四の方面より苦惱を生ずるなり四  
倒(常樂我淨の四顛倒) 五濁(劫濁、煩惱濁、衆  
生濁、見濁、命濁) 八苦(生苦、老苦、病苦、死  
苦、求不得苦、愛別離苦、怨憎會苦、五蘊盛苦) 等の諸  
苦痛一時に切迫せるを一時に其焰熾なりと云  
ふたのである、我等一度無常の風に襲はれて、  
命根絶へ肉身解體して呻吟悲痛するを爆聲と云  
ひ、諸根破壊するを震響と云ひ、氣絶へ骨離れ  
筋絶ゆるを摧折墮落と云ひ、四大(地水火風)解  
散するを牆壁崩倒と云ふたのである、我等を日々  
夜々に斯る、苦痛に逼られて、片時も安穏な  
るべき時は無いのである、而も斯る患難多き中  
に生れて居りながら、終日竟夜其實際を目撃し  
て居りながら、少も驚かす怖れざるのが現在の  
我等である  
汝が諸子等先に遊戯せしに因つて、此宅に來  
入し、稚小無知にして歡樂著せり  
で、我等は此怖るべき宅の中に入つて遊戯して  
居るのである、此有様を父たる長者が見て驚て  
其火宅に飛込んで、多くの子供等に、此危険の  
状態を説いて早く火宅を出でべく諭さるゝけれ

ども、子供は未だ遊戯に夢中に爲つて居つて出来ない  
諸子知ること無ければ、父の説へ聞くと雖ども、猶故樂著して嬉戯すること已ます  
我等衆生は佛の教を聞くと雖ども一向悔改めず  
三界苦惱の中に墮在して向上の心無きと言はれたのであるが、此迄が現在の我々の状態を實に寄せて御説明に相成つたのであるが、私共は斯く迄に如來が、其怖畏べき有様を詳細にお説き下されても、尙其程迄に厭ふべき怖るべき世界であると云ふことを自覺し得ないことは實に淺聞しき人間達と言はねばならぬ次第である、此現在の實生活に囚はれて厭ふべき怖るべきものであると云ふ考が起らねば到底向上し得べきでない、一寸お断り致して置くが、斯く云ふと直に厭世思想であると誤解してはいけない、厭世思想と云ふは、此世の中の厭ふべき怖るべき事丈を知つて、我身が本來長者の子として立派な身分であることを忘れて居るのである、我本體の如何なるものであるかを知らないが爲めに、我身を打捨て仕舞ひ、此世界をも打捨てゝ、他に極楽淨土を求めるとする思想と爲るのである、此點は充分に理解せぬと佛教は分らなくなるのである、現代の佛教徒には此點が理解せられないが爲めに二つの誤を生じて居る、其誤解の一は自己の本體の佛子たることのみを知つて、現在生活の厭ふべき怖るべきものなるを覺知せざるが爲めに、増上慢の見に墮せるもの

一は現在生活の厭ふべきものなるを知るも、自己の本性を意識せざるが爲めに卑屈の見に墮ちて厭世の思想に囚れたるものである。此二は共に佛教を誤解して居るものである、現在其儘が理想の生活ならば、我等は向上すべき必要も無ければ、修養すべき事も不要である、現在の我生活に不満足であればこそ、向上を計り修養を志すのである、然るに、妙法を信すれば即身成佛であるから、此身此儘で佛である、云ふて得々然たるものあるは佛法を誤解するも甚しい、此身此儘でよいのであるならば、佛は世に出て、教を説く必要は無い、教へ様が教へまいが元來の佛であれば、敢て教化し導利の必要は起らない、之を教化するの必要は、本來佛子でありながら、其身分を忘れ苦惱の中に没在して居るに依つて之を救濟せんとの慈愛より出でたる佛陀の教化である。

此の時に長者此の念を作さく、諸子此の如く我愁惄を益す、今此舍宅ば一の樂べき無し、而るに諸子嬉戯に嬉戯に嬉戯にして我教を受けず、將に火に害せられんとす、陀の長者は愁惄を益すと仰せられた妓に佛陀の慈愛を認め、我身の自覺を呼び起さねばならぬ、我は長者子として安穩の場所に遊戯し得べき身分なるに係らず、危険なる火宅の中に嬉戯なるは此誤れるなりとの反省自覺を起さねばならぬ、自己の本體と現在の實生活との兩方面に自覺せ

ねば眞實の求道心は起らないのである、私は佛子なり、然るに佛子たる我は何が故に三界の火宅に沈淪するや、我本心の狂へるに依る、覺醒せざるべからずとの考が起つた處を發心と云ふのである、佛子たる自覺を基礎として現在の生活より向上せんとする處に、向上の發途を爲すものである、前章に申上た皆是佛子なりとの自覺は其本體としての自覺であり本章に申上た三界火宅の自覺は現在の實生活に就て厭ふべく怖るべきを自覺して向上的道程に上るべき第一歩である、此兩方面を適當に理解して始めて正しき發心と爲るべきである、福行にて發心而越すれば餘行は徒らに施すならんと言はれたが、其發途を誤るならば一步の遠は千里の相違を來す譯であるから、其發途を慎重に考慮せねばならぬ、我等は其目的地を充分に諮詢して第一歩を踏出さねばならぬ、第一歩を誤るならば其目的を達することは出来ない、發心は詳しく述べば發菩提心である、菩提に志すの心を發したのである、菩提とは無上道で、佛陀の證悟である我等は佛陀の證悟を其目的に置いて、其に向つて進んで行かねばならぬ、若し目的を妙に置かないで、現在の物質的欲望の爲めに發心したり少な目的の爲めに發心したりするのは皆發心辟越すと言はるゝものであつて、こういふ發心から出た信仰は所謂雜信と云ひ迷信と言はるゝも

# 國體とデモクラシー

佐藤鐵太郎

朝見黃牛暮見黃牛

暮見黃牛

あるを見て、世路の困難も亦復此の如く、社會の狀態には起伏あり、波瀾あり、沿んど究る所を知らずと雖ども、畢竟黃牛如故に過ぎざるを感じ、思はずして長吁して大息せざるを得ざりき。若し夫れ案針其の法を得ず、舟首一たび轉じて、激濤の弄ぶに委せんか、突ちにして亂石嵯峨の間に陥り、折れ、舟覆り、行客舉て毒龍の餌口に入らん。誠に寒心すべきなり。今や世界の動亂は殆んど鎮静し、一見將に安流に入らんとするが如きも、思潮の激流は、更に一層の急を加へ舟は新たに渦中の渦濤に入れり。舟手の最も警戒すべきは實に此時にあり。

左は伊佐藤閣下が世人が新思想として取扱へるデモクラシーに對し解剖批判を試み併せて我國體の嚴立を宣明し以て同僚間に示されたるもの也、曩に統一閣に於ける國民思想講演會に於ける講演も亦此意外ならざりき。一讀世の耳目を警戒するに足るものあり輒ち懇請して紙上に掲ぐ。其活字の小細は紙面を利するに便あれば其豐量は精讀に依つて編輯者の苦心を諒とし玉へや。(一記者)

きも、一不平海軍々人「バーカー」の首唱により北は「ヤーマス」より「ノア」及「ボーヴィマス」を經、南に地中海に及び更に東南の艦隊所在地たる喜望峰に至るまで一齊に反亂の聲を揚げ大に時代の懼懾を來せり、幸にして我帝國海軍々人は義勇奉公の念に富み數千年に亘り忠孝の二道を以て鍛成せられたるを以て危險思想に捉はれて輕舉暴動するが如きこと決してこれなきを信すと雖も未だ兩端として門戸を綱繩するの要蓋し決してこれなきにあらざるべし、これが自ら搗らざ國體と「デ・クラシック」を題する一論文を草してこれを同僚友に示し併せて諸先輩の叱正をまたんと欲する所なり翼くは現下に於ける思潮の善導に資し多少の裨益あらんことを

國體と「デモクラシー」

現代思潮に感ずるところあり言を戰友諸君に寄せ  
併せて先輩の叱正を仰ぐ

佐藤鐵太郎謹

一、序論

予頃日壇長江史蹟を読み、古舟子の歌へる三峽謡に

に起りたるにはあらずと雖ども、人として遅くべからざる群衆心理の致すこところ、自ら自制克己の力を失ひ、終に救ふべからざるの慘害を纏すに至れるに外ならず。是れ讀者の深く留意すべきところにあらずや。況して少壯血氣の人集に説くに、血沸き肉顫ふ底の言論を以てし、相率ひて其の所信を斷行せんが爲、故らに理性の判断を逸して感情に狂ふの言動に導かんとするが如きは、有識者の最も羨むところにして、學んで未だ半らざるの學生を率ひて、或は政治的に、或は社會的に奔逸するに委するが如きは、其の心事の如何は暫く措くも、學者及先覺者の態度として最も忌むべき所なりとす。露國の醜態の如きも、蓋し此點に對する用意の周到ならざりしに由らずんばあらず。慎まざるべけんや。

世人動もすれば言をなすものあり、曰く、世界の思想は今や殆んど定まれり、この思潮に順應するものは榮へ、これに反するものは亡ぶ、而して尙これを悟らざるは、愚も亦甚だしと謂ふべし、要するに、此思潮の侵來を防がんとするは迂なり。此の如き消極的思潮は、決して吾人の歓迎せざる所なり。假令如何なる思潮あり、流れて我國民の胸裏に入るも、我國民の思想にして堅實ならば、何等の悶るゝ處なきにあらずや。要は我國民に堅實なる思想を與ふるにあり。新思潮の如きは、其の來るに委せて可なりと。其の言の雄大にして俗耳に快感を與るは疑を容れずと雖ども、是れ實にして堅實ならば、何等の悶るゝ處なきにあらずや。疫病の人々にせまるや、必ずしも病毒の全身を侵すを待たず唯其の心臓を突けば可なり。其の體を犯せば足れり。もし夫れ恐るべき惡思想のときは、其のこれを唱ふるもの、必ずしも全國に充満するを要せず、二三或は五六の狂熱的行爲は、萬事を過古に葬り去るの力を有す。これ最も恐るべきなり。之を要するに、古今に照して變らず、中外に施して戻らざるものは、必ずしも時勢の流俗に一致するものにあらず。薄々として世間を風靡するもの、必ずしも、眞理を傳ふるものにあらず。

を得べきも、是等の結果は、必ずしも「デモクラシー」の齎すべきものにあらずして、被教育者を指導するに、其の宜を得ると得ざると由るのみ。之れを要するに、「デモクラ」的神(Democraticism)は、自由平等と、相互共同と、個人解放の本義に基き、其の活用に於て、差別を非認し、特權を非認し、私有を非認し、拘束を排斥するの趨勢あるは、免れざるところなるが故に、其の長所を探て之れを育ふも、眞の「デモクラシー」なるものは、國民全體、殊に財産なく、日々不斷の労働によりてのみ衣食する、大多數國民を主として、其の安寧幸福を圖るにあるが故に、多數の財産なき國民を主とするの一事にして、免れざるときは依然として國民全般の生活を目的にするにあらずること明なり。況んや其の短所に就て之れを見るや、由來特權を非認するの思想は、國民の努力心を奪ひ、剝離的快感を與ふるに過ぎざる結果は、全然社會の秩序を崩壊するが如きは、國民全體、殊に財産なく、日々不斷の労働によりてのみ衣食する、大多數國民を主として、其の安寧幸福を圖るにあるが故に、多數の財産なき國民を主とするの一事にして、免れざるときは「デモクラシー」の本目的にあらずやと知るべきなり。而かも實際に於てこの趨勢を成すに至るべきは毫釐も疑を容れず。是に依て之れを見れば、如何に古の「デモクラ」的學者が、相互平等の精神を以て、相互扶助、相互親善、相互尊重等の大思想を平和的に實現せんとするも、生活上よりこれを見るも、政治經濟の上より、之れを察するも、決して徹底的意義をなさざること明なり。論じてこゝに至れば、「デモクラ」的學者は、殆んど世人の最も好まざる社會主義と異なるなく其の結果の悶るべきこと、また決してこれに劣らざるを知るべし。

或は說をなすものあり、曰く、世人動もすれば、「デモクラシー」と社會主義とを混同するものありと雖ども、其の間に割れたる差別あるに留意せざるべからず。」  
「デモクラシー」は、其の精神に於て必ずしも階級的争

ず。また必ずしも天地の公道に合するものにあらず。世間の流俗に從ふは一時の苟安に便なるのみ。これを善導せんが爲一時これに承順するが如きは最も憤重なる注意を要す。

世人また言をなすものあり、曰く、眞理研究と、信仰の自由とは、人類の當然所有すべき権利なり。これを拘束するは害ありて益なし、爲政者の留意すべき所なりと。誠に一理あるの言なりと謂ふべし。然れども世間に此の說あるは、畢竟已を知つて仙を知らざるの致す所なり。國法を以て個人の意思を拘束するの害は即ち害なりと雖ども、國法に背かざるが故に、何事をもなし得べしと謂ふに至つては、誤れるの甚きものなり。こゝに人あり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にして獨り眞理の研究に從事したりとせんか、假令如何なる言動をなすも、闇より告むべきにあらず。然れども衆人と同處し、彼此迭に交渉ある境遇に在りて、尙且、此の主張をなすが如きは、不倫の甚きものなり。必ずや、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきを確むるにあらざれば、決して其の所信を公表すべしものにあらず。信仰問題に關しても、また復辟の如し。學者もし此の理を重視するの念に乏く、聞くが儘に之れを辯説し、思ふまゝに之れを公言するが如きは最も慎むべきなり。之を要するに、國民の思想に新正面を開かんとするが如き言論は、必先、これを同人間の研鑽に留め、各方面に及ぼすべき影響を精査すること、譬へば醫學上の發見は、先これを學理に訴へ各種の動物試驗を了し、これを人體に試み、而して後初めてこれを世間に發表するがごとくなるべし。猥りに學術研究の神聖なるべきを唱へ、其の果して國民思想を善導すべきや否やをも決せず、漫に學者の権利としてこれを争ふが如きは、思さるの甚きものなり。宜く先づ熱心に學者同人間の研究を行ひ、其の彌々可なるにして變らず、中外に施して戻らざるものは、必ずしも時勢の流俗に一致するものにあらず。薄々として世間を風靡するもの、必ずしも、眞理を傳ふるものにあらず。

然るに退て現代に於ける我國民の思潮を看察するに於ける國體の「デモクラシー」なるもの、其の勢力を逞ふし、學者の呼應してこれを唱ふるもの多く、或はこれを以て不可半の真理となし、或はこれを以て不可抗なる世界の大勢となし、或はこれを以て正義人道の表幟となし、或は世界の大平和は、この主義によらざれば、成せざるを説くものあり。誠に盛なりと謂ふべし。然れども仔細にこれを吟味するときは、未だ必ずしも首肯すべからざるもの頗る多きを覺ゆ。  
一部宗教家の説く所によれば、宗教的「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の説く所によれば、實業的「デモクラシー」は、商業に對する相互共同の精神に基いて、其の影響する所を藉へ、書を衆人に及ぼすことなきものにあらず。眞理を傳ふに至つては、誤れるの甚きものなり。人跡絶へたる深山若しくは孤島にあり、「デモクラシー」は、神と自己との直接交渉を旨とす。其の間に何等の教壇を要せず、また何等の教典をも要せず。況んや教權をや、神人の交渉は解放的にして自由平等ならざるべきからずといふにあり。又一部政黨家の説くところによれば、政治的「デモクラシー」は、國民間に於ける各人平等の権利を主張し、國家の安寧幸福は、権利義務の觀念を本とし、各人の自發的遵法心に依りてこれを維持すべく、また何等の階級的特權を認めずといふにあり。又一部經濟家の

暇あらずと雖ども、要するに自己の理想を高唱せんが爲め、「デモクラシー」の流行語を假用し來れるに過ぎざるの感あり。是れ大に注意すべき處にあらずや。試に問はん、國民間に於ける相互の關係を道徳的ならしめんとするには、何の必要ありて「デモクラシー」の如き、誤解し易く、今や殆んど換骨脱胎して殆んど舊意義を存せざるの舊語を用ふる要ありや。國權の運用上各人に同等の権利を與へんとするには、何の必要ありて「デモクラシー」を高唱するや。もし「デモクラシー」論者の言の如く、我國風の醇なるものを取て、これを善導せんとするに外ならずとせば、果して何の必要ありて國風振興の大號を捨てゝ政體上、社會上、風教上幾多の惡例を貽せる「デモクラシー」を高唱するの要ありや。是れ予の解する能はざる處なり。更に試に兄弟に問はん、兄等は何故に講家魚を焼く芳香に垂涎して、自家膳上に備ふべき、更に美味なる佳肴の我が庖厨にあるを忘れたるや。今現に食膳に上れる酒肴の、不味なるを熟罵し、講家膳上の喫感に佳にして、其の品種の反て劣等なるを悟らざるや。

之を要するに、世間の「デモクラシー」論者は、假令自己の名利の爲にするものにはあらざるも「デモクラシー」の爲に「デモクラシー」を唱ふるものにはあらざるか。もしそれ然らずとせば、兄等は自ら其の心理状態を内省せざるべからず。而してこれと同時に、世の「デモクラシー」の眞意義を知らざる所に對しては、密かに歴史的長所と短處とを分別し、其の善良なる意義を發揮せんが爲には、我古來の國風を醇化し、自ら「デモクラシー」に合する如く、これを善導するの方針によらざるべからず。所謂智識を世界に求むる所以のものは、決して我長を捨てゝ彼の長を取るべしといふにあらず、我の長とする處は、眞面目にこれを尊重し我の長せる處に向て彼の長を探り、以て我短を補ふべきなり。吾人の見る處によれば、所謂新「デモクラシー」なるものの美點は、「一として、我が國風に備はらざるなく、反て更に善美なるものを發見するに難からざる

が如し。而かも世人の「デモクラシー」を高唱する所以の者は、職として我國風を内省して、之を尊重する所い念少きにあり。而して我青年のこれに共鳴する所以のものは、膳上佳肴なきに平ならざると同時に、所謂「デモクラシー」なるものゝ、喫感に美なるも、其の本體が果して如何なるものなるやを知らざるに由る。是れ予が所見を述べて、讀者とともに「デモクラシー」の研究に從事し、且予の所信を頗ちて、之れを讀者に呈せんとする所以なり。予は右の見地に基き、先第一に、國家と國民性との關係を研究し、而して後所謂「デモクラシー」なるものゝ、果して如何なるものなるやを論究せんとす。

吾懷舊情賦此思  
神州由來冠絕萬國  
賢宰之名傳世上  
地靈之處人靈奇  
子城城松尾研兄併乞正  
寫憲法發布式振  
德不孤有鄰何疑  
身爲顯官節堅持  
聞說如修驗者能爲鑒識  
又克治人之病真  
架崖設棲夜淒其  
不關世評爲世悲  
秀吾奇骨雖自許  
視人非難淡如水  
立應表而行所思  
生平豈及君操舉  
不撓不屈嘗艱苦  
猶立此間爲笑語  
堪感固以執法華經  
不動此心歷年所

詩

在大阪 山田秀太郎

此余有感而特賦之欲贈于床次大臣仍  
以之似於鼓城松尾研兄併乞政

往年吾在關稅局時仰君  
君固學士而居謙  
不恥下問衆以君爲拔群

今也君爲宰相喧  
飽奉憲法對衆民  
大雅量以使感人  
嚴父精正稱畫伯

## 機微譚語 山根青村

### 八二、鬚彫の美談

連歌師飯尾宗祇は紀伊の人、性鬚を愛し而して其理由の一は香の薰り鬚に止りて絶えずと云ふにあり、一生之を剃らざりしとかや。宗祇亦旅行を好み旅から旅へと渡り歩きけるが、或時上總の濱邊の黄昏時に、抜刀を振りかさせし追剝に遭遇せり、脅やかさるゝ迄もなく衣服調度言がましに手渡しける、さては流石の歌人も裨にするに好さそなり、早く抜いて胸をつぶし、

我が爲に簪ばかりは許せかし  
ちりの浮世を捨ておはるまで  
と咏みけるに、賦何と感じたりけん「う  
い事申されたりこれ體のやさ法師」と云

ひつゝ、衣服を返し四五里がほど先に立ちて道案内をしたりとぞ。(宗祇諸國物語)

歌の徳鬚の美談とや云はまし。鬚に就ては二葉亭四迷の「浮雲」の榜頭に腰辨連歌の棚あるあり、類鬚、類鬚、やけに興起したナボレオン鬚、狹の口めけるビスマク鬚、さては矮鷦鷯、貉鬚、有りや無しやの幻し鬚などは時代によつて其形に變遷あり、從て鬚に對する觀念も亦時代によつて違ひあり。天正の頃には「この鬚なし」と嘲けられて刺し違へて果てた岩崎嘉右衛門あり、三代將軍の傳相の身にて親ら鬚を剃りて登城し、爾後諸侯の大炊頭あり。西洋でも畜鬚を貴人にのみ許した時代、兵士に鬚の刈方を一定させた時代などありとかや。煙草盆に毛抜を添へて客間に出し、お客様の主人待つ隙を髪抜に費した、足利時代の風習杯も可なり思ひ起す聖祖當年の教界戒行本位の律宗なるもの、如上髪で誤魔化す今の世態

と似たらずや、烟眼達識の聖日蓮、律國、  
賊の鐵錐を彼等が頭上に落せしもの、  
快言ふべからず、今も猶ほ或一門の如き  
は、肉食妻帶嚴禁を唯一の誇りとして漸く  
教界の一隅に氣息を保維せるものあり  
若しそれ裏門より其醜態を瞥見せんか、  
鼻を抓まざるもの能く幾人ぞ。地體今之  
世の持戒沙汰、てんて受取り難き所、さ  
てこそ如來は末法の我等に對して、戒緩  
乘急を遣誠し給へり。兎もあれ第一義を  
ぬきにして人氣取の誤魔化し策、至竟幾  
何の價値があらん癡呆感しの罷と同一徹  
のみ。

聖語、今之律宗の法師原は、世間の  
人に持戒實語の者の様に見ゆれ  
ども、其實を論ぜば天下第一の大  
不實者なり。  
(下山御消息)

### 八三、本尊の選擇

菅野藤四郎云へる人、料理の道にも  
委しく、もと淡路の産なり、ある國司に  
仕へ後流浪せし頃、予が許に來りて二  
歳ばかりを送れるに、ある町家に住居す  
るにて種々の物求める折から、先づ持

佛を得んとて、日蓮の木像ありけるを見  
て價を聞き、又法然の畫像のあるを見て  
價を聞きける、伴ひたる人不審りて、其の  
許は何宗にておはすと問へば、菅野笑  
つて我等何宗と定まりたることなし、依  
て二祖の中にて價の下値なるを買ひて、  
その方の宗旨とならんと思へりと云へり  
物にかゝはらざる面白き志なり。  
(柳里菴著雲萍雜誌)

世には本尊の奉安を世帶道具の買入れ  
の美術家柳浜園の如き斯道に堪能の偉人  
にして、猶ほ且つ時流に從ふて菅野藤四  
郎の輕舉妄動を稱揚せり、況んや無思慮  
の凡俗をや、由々敷問題なり。等閑の思  
ひをなすべからず。由來信仰とは全我を  
所對の境に没入し了するなり、從つて其の  
對境即ち本尊は唯一ならざるべからず、  
絶待完全境ならざるべからず、よい加  
減の間に合せ物でよいてはいかと速斷。

## デモクラシート佛教と國體

### 松尾鼓城

#### (一) デモクラシーの素性

昨年から本年にかけてデモクラシーの傳播の勢ひは恰ど秋の蘋野を焼くの有様であつた。我々等は學者といふ學者から筆に口に之を新聞、雑誌に、教育に、諸有る方より問題として見聞させられたのであつた。しかし其議論は一様でなかつた。其起原發達の徑路に於ては「希臘のデモスとクラテーインの結合語で、アリストスとクラテーインに反対して大騒ぎをした、アリストクラシーから見ればデモクラシーはモツブであると謂はれた時から起り、爾來デモクラシイは種々なる場合に用ゐられ、又ゆる時代に活動して容易ならぬ辛苦を嘗め、漸く其思想的洗練を経て、圓熟の域に入り、今日にては能く開展進歩し來りて完全なるものとなつたのだ」といふに略一定して居る。しかし其學者の所謂の所論は一定せず、デモクラシーとは斯だ、ナニ其の方が陳腐だ、イヤ實は斯う云はねば否な

#### (二) 我國固有思想穿鑿の必要

群羊の中に狼が飛び込み、女ばかりの眠込  
史附のデモクラシーは漸次理想の高處に向つて  
進み、人類の總ての痛苦を解き幸福を享んとする  
意味である。男と云ふことが單に男子といふこ  
とに至つたやうなものである。つまり元の起り  
は下郎から成り上つたのであるから、學者の見  
た眼では、侍時代を捉へ、又は一城の主を捉へ  
れば勇俠に聞かれ、遂には道德をも意味するま  
でに至つたやうなものである。つまり元の起り  
は既に衆に定まつて居るので、デモ娘には氣  
の毒だが日本には必要がない、それは英米あ  
たりで上々の氣受けで買ひ込んで貰ふべき品も  
の、若し露西亚や支那あたりには夢中になつて  
屋庫をもたゝき賣るまで蒸氣る品物であるに過

するは、戀て自己を侮蔑せるなり。娘の  
嫁婚にすら先方の血統、家柄、財產、教  
育、信望、人格など最も入念に取調ぶる  
にあらずや、況んや信仰に志すもの教義  
の取捨は勿論の事、本尊の選擇には極め  
て嚴密の用意を要す、命懸けにて簡別す  
べし、ゆめ輕視して千歳の悔をのこすべ  
からず。

聖語、汝早く信仰の寸心を改めて、  
速かに實乘の一善に歸せよ。  
(立正安國論)

### ○うた(小童の)

春雨のさびしき路のかなたには  
電燈のあはく見ゆるなりけり  
友どちのおどせし事を思ひ出し  
我はひたすら走りかへれり

### ○同(小童の)

おとなりのかあい犬を呼び出して  
あまりあそんでくたびれにけり  
へはない筈である。





傍聴者八百五十名餘

## ●山武統一團教報

- 二月二十五日、山武郡丘山村小野小学校に講演を開く、同日午後一時より「開會」高貴見龍、「修養に就て」栗原誠有「イブセンと日蓮上人」成島日衛、「日蓮主義人生觀」中村日錦三師の講演あり、當日の出席者の重なるものは布留川校務教員、學務員栗原嘉助、軍人分會長齋岡修一郎等の諸氏にして五時半開會せり。
- 三月十日、同郡大和村軍人分會に於て紀念日講演を開き、午後一時より高等小學校に於て「開會」分會長石田義之「法華主義と軍人」成島又都長、「歐洲戰亂に就て」砲兵大尉月田透二氏の講演あり、午後四時半開會聽衆百五十名。
- 三月十五日、同村小學校に於て、青年團春季總會を開き午後一時より「開會」青年團長細谷要之助、「日蓮主義と修養」布教師土屋賢生、「日蓮上人の忠孝觀」成島日衛兩師の講演あり、聽衆二百五十餘名盛會なりき。
- 三月十八日、東金町片岡氏宅に支部例會講演を午後七時より開く、會するもの山岡日紹、竹内無着、成島日衛等の諸氏、而して、「彼方に就て」竹内、「信仰要義」山岡兩師の講話あり次に、同夜は清君の統一節、勝田君の「薩摩琵琶」の餘興あり却々の盛會にて十二時閉會。
- 三月十五日、長生郡豊田村長尾小林大乘寺に顕本教會並に春季布教會を午後一時より開く、開會、宮川光熙「信仰に就て」山田誠心、「日蓮上人人生觀」小川玉秀三氏の講話ありたり、當日は雨天にも拘らず、聽衆百二十餘名盛況のよし。
- 三月十四日、東金町妙福寺内始法會に於て講演並に茶話會を開き、會員三十餘名相會し、金坂乾受、高貴見龍、成島日衛三氏の講話あり毎回來道の士、金坂氏の熱心により増加しつゝあり誠に慶賀すべし猶此會日には門前町内各戸に題目の提灯を掛くるは美風といふべし。

## ●日朗上人六百年祭

四月六日研議會左の講演にて盛會なりき

- ▲日蓮主義實感 二階大尉  
◆封建政治と日蓮主義の消長 北川大佐  
▲大藏經の分別と統一判 紀野俊耀師

■日朗上人は日蓮聖人の高足にて師孝隨一の稱あり、日蓮聖人悲風雨の一代を通じて影の形に隨ふが如く常侍奉公せられ德行百世を照す、元慶二年正月二十一日東京池上本門寺内南谷（今照應院）にて七十八歳を以て示寂、滅後三十八年にして後光嚴帝より菩薩號を賜ふ、本年は正に六百違忌に相當す。

■本門寺は日蓮聖人の開創せられたる靈刹、聖人入滅の蹟跡たり、日朗上人は師命を以て第二世に居り、山礎を築かる、山門今日ある實に日朗上人の力なり、今茲六百年に當り、本門寺に於ては四月二十日より三日間盛んなる。

■報恩大法要を謹修することとなり、既に記念事業として諸堂の修營成り、山内諸員晝夜準備に忙殺さる、二十二日二十日は正午より十種供養の前後會を修し、二十二日正午には放生懇會を營み、三日間を通じて末寺越登山法座に列り毎日五十名の稚兒を出し、音樂大法要の盛儀を設くる由、殊に

■村雲門跡日榮大法尼公の御親教述日午後三時より、村雲法嗣日淨新尼公も臨席あるべく、全國各地方より團體參拜の申込み數百組に及び稀有の盛賑を見るべし、二十日には村雲姑人會第十回の總會本門寺に開かれ、二十三日には大新總會並に施餽鬼會午前午後に亘りて修せらるべく、例年の御會式にも比すべき賑ひならんといふ。

## ●朝倉俊達師遷化

本年一月以来病床にありし故法嗣院日弘上人は遂に

## ●萩の日蓮主義發展と 細野旅團長の獅々吼

一八

- 萩日蓮主義研鑽會は陸海軍之將校及刀劍界の多數の志士實業家等相集り紀野俊耀師を中心として近來長足の發展を爲し紀野師は去月二十日二十一日兩日兵庫縣磨木妙妙寺釋真智誓師自坊の日朗上人六百違忌紀念會に臨み、「徹底せる同情」の題下に長時間の講演を爲し姫路磨木妙妙寺釋真智誓師自坊の日朗上人六百違忌紀念會に臨み。
- 「大正國民の自觉」の下に三百名の青年の爲講話し同地に於ける日蓮主義運動の第一鐘を打ち引継ぎ十四日在下に萩最大の劇場壽座に主義發揚大講演會を開き。
- ▲開會の宣言と所感 舛北申佐
- ▲建國の理想と日蓮主義 紀野俊耀師
- ▲國民道德と日蓮主義 紀野俊耀師
- ▲閉會の辭と研議會趣旨 二階大尉
- 高大亭に講師慰労會を開き紀念撮影の後宴に移り談論風發歇興甚きず細野將軍の發聲にて兩陛下と日蓮主義の萬歳を三唱し散會せるは實に午前二時也。
- 同二十一日には研議會例會を開き
- ▲勇猛精進 村田一等軍醫
- ▲日蓮主義女性觀 紀野俊耀師
- 北川大佐同夫人以下多數の新研讀者を出したるは實に快心の事なりき。
- 同二十二日妙蓮寺に彼岸法要後
- ▲日蓮門家檀信徒の自覺を望む 紀野師
- 終り昨二十一遷化せられし先住朝倉俊達師の追悼法會を開み會衆皆追慕の涙にむせびたり嗚呼國家多事の日此有爲の宣教者を失へるや痛歎何ぞ堪へん。



## 和歌「夜道」

子爵 清岡長言選

- 天 丹後國加佐郡廣岡 国  
さすとみしゆみはりつきのかけきえて  
たとるやみ路そさひしかりける

## ○地

千葉縣東金 萬新舎一止

- 電の燈の光りひな都  
やみち迷はぬ君が御代かな

## ○人

下谷中根岸 小柳威之允

- 春の夜半おほろ月毛の駒ひきて  
我家にいそくあぜのほそ路

## ○佳作

- 遠くもえちかくえゆく孤火に野中の夜みちゆ  
きやわづらふ 下谷 小柳 英夫

## ○人

福岡 熊澤 優子

- ひらけ行御代の光りそありがたきやみ夜もしら  
ぬ都大路は

## ○佳作

- 大空の星より外に光なきやみの道をたどるさ  
びしさ

## ○地

大阪 竹内 肢榮

- ゆき暮れて路間ふ人もなき野邊にさやかに匂ふ  
梅のはつ花

## ○佳作

京都 中野 正甫

- ふくる夜の里のともし火影きて行てさひしき  
やまのほた道 千葉縣 波邊 乾航

## ○佳作

同 春日よし子

- ひとり行やみ夜の道は何となく淋しかりけり志  
賀の山越

## ○佳作

小石川 松尾 關子

- ほる月影

## ○佳作

麻 布 大塚 曜花

- ゆき暮れて路間ふ人もなき野邊にさやかに匂ふ  
梅のはつ花

## ○佳作

千葉縣 小川 藏司

- 電の車を下りて踊りゆく家路さひしき夜半にも  
あるかな

## ○佳作

札幌 梶 法谷きよ子

- ふくる夜の里のともし火影きて行てさひしき  
やまのほた道

## ○佳作

正甫

- ひとり行やみ夜の道は何となく淋しかりけり志  
賀の山越

## ○佳作

上總 脇本榮次郎

- あこがるよ臘月夜にみちゆけはいつくともなく  
夢草及金百五十圓を賜る。

## ○佳作

集鳴 関田 藏蕉







(號一十九百二第)

心の鏡  
日蓮聖人教義綱要  
機微譚語  
大僧正  
本井松根  
多村尾根  
日咸青  
生城村  
大僧正  
正

和歌課題  
趣味餘滴  
登山僧と意義  
せんとした佛教の研究概要

山路躊躇  
讀者月旦  
金山猪助  
前田日應

東宮廻宮裕仁親王殿御成年、本月吉辰トトして加冠の大典を挙げさせ給ム(四月二十九日御誕辰モモテ御舉式のところ、竹田の七日をもて吉)億兆内外の臣民孰れか瞻仰し欣忭せざるべキ。殿下仁慈聰明、而して英邁の御天質は、明治天皇に承け給ひ、寛宏の御美性は、今上陛下に嗣がせ給ふ。令聞夙に中外に布き、民望率士に普くましますこと良に以ある也。神國麗玉の本質この皇儲のおわしまして更に耀き彌らんことの惶こし。  
夫れ吾曹は士に一王、教に一佛のみを知り而も王佛一根の因縁を信ずるものにて、之を法國冥合と稱へ來れり斯士は最勝國の大日本にして教は最尊の法華經を指す。最後世界の大平和大愉悦は斯の教と國との義理徹底する事に於ての時に訣するものなる由を確信す。この信念に住する吾曹、今最勝王國に未來の帝位を嗣き給ふ殿下の御加冠の日を拜して勇躍歡喜に堪へず、輒ち赤誠を披瀝し謹て祝意を表し奉る。

所編一統町前山白川石小京東所扱取務事行發  
番三三五三三京東座口替振

(號十九百二第)

統一  
(卷月四年三十二第)

日蓮主義綱要  
日蓮聖人正傳  
日蓮主義の運用  
日蓮聖人の感激  
日蓮主義と日蓮主義  
修養と日蓮主義  
國民道德と日蓮主義  
人法華經の心隨教  
○法華經の心隨教

本多日生師著  
正價壹圓六拾錢  
四六版美本  
正價壹圓拾錢  
九拾五錢 送料六錢  
壹圓貳拾錢 送料八錢  
八拾錢 送料共

日蓮大士眞實傳  
正價一圓二十錢  
上製クロス金文字入  
半截版全一冊

日蓮大士眞實傳  
正價七十錢 送料六錢  
上製クロス金文字入  
半截版全一冊

所行發樂寺書店

大藏經要義

菊版洋裝上製  
三方金綠函入  
既刊自一卷至十卷  
各冊貳圓四拾錢  
送料各十二錢

大僧正村雲日榮尼公御題字  
法學博士志田鉢太郎氏序文  
日蓮宗教授北尾日大先生著  
大學教授

新通日蓮聖人の教義

刊新

上條三院洞東市都京  
番五六〇三一阪大替振

我國思想界の最高權威たる日蓮聖人の宗教の各方面を縱横に説破して遺憾ながらしたるもの本書以外他に類無しといふべし。戰後に於ける最勝思想を修養せんと欲する國民は須らく必讀せざるべからず

小川泰堂著  
佐藤海軍中將序文  
上村海軍大將題字  
宇都宮主計之介口演

日蓮大士眞實傳  
正價七十錢 送料六錢  
上製クロス金文字入  
半截版全一冊

日蓮大士眞實傳  
正價七十錢 送料六錢  
上製クロス金文字入  
半截版全一冊

(行印舍秀三 地雷一目丁二町代土美區田神市京東)